

◎新潟県選挙管理委員会告示第51号

平成30年6月10日執行の新潟県知事選挙における当選の効力に関し、新潟市江南区諏訪3丁目6番10号渡辺一善から提起された異議の申出に対し、平成30年7月25日次のとおり決定した。

平成30年8月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

決 定 書

異議申出人 新潟市江南区諏訪3丁目6番10号
渡辺 一善

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成30年6月25日に提起された平成30年6月10日執行の新潟県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、新潟県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議申出の要旨及び理由

1 異議申出の要旨

申出人は、次の異議申出の理由により、本件選挙における当選人の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 新潟市選挙管理委員会（以下「新潟市選管」という。）において、「500票バーコードシステム」による票の集計に誤作動及び不正の疑いなどがある。
- (2) 期日前投票所において、投票箱の中身がすり替えられている疑いがある。
- (3) その他、本件選挙以外の選挙訴訟事案等により本件選挙が信頼のないものとなっているなど。

決定の理由

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

- 1 当選の効力に関する争訟においては、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされている。

- 2 以上の観点から、申出人が主張する申出理由が、当選無効の原因となり得べき違法事由に該当するか否かについて判断する。

(1) 異議申出の理由(1)について

申出人は、新潟市選管において、「500票バーコードシステム」による票の集計に誤作動及び不正の疑いなどがある旨を主張するが、申出人の主張を裏付けるだけの具体性や客観性を有する証拠類はなんら提出されておらず、申出人の主張は採用することができない。

(2) 異議申出の理由(2)について

申出人は、期日前投票所において、投票箱の中身がすり替えられている疑いがある旨を主張するが、実際にどのように不正が行われたのかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められず、申出人の主張は採用することができない。

(3) 異議申出の理由(3)について

申出人は、本件選挙以外の選挙訴訟事案等により本件選挙が信頼のないものとなっているなどと主張するが、県内のいずれの開票所等において、実際にどのような不正等が行われたのかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められず、申出人の主張は採用することができない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申出人の主張にはいずれも理由はなく、当委員会は主文のとおり決定する。

平成30年7月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

教示

公職選挙法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。